

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年四月十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年七月二十日奈良県指令中土第五六一号

令和六年三月二十五日奈良県指令中土第五六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年四月十日中土第七六一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年四月十日中土第七七一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市土橋町二九〇番一及び二九一番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字吉隠七九二番地

ウイルエステート株式会社 代表取締役 萩原孝則

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市土橋町二九〇番一の一部

水路 橿原市土橋町二九〇番一の一部